

議 案 第 9 5 号

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第
41号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準化基準に適合するシステムへの移行等に伴い、富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年
条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

別表第1中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、同項の次
に次の1項を加える。

5 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第1中7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 市長	市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第1に次のように加える。

9 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	予防接種法（昭和23	健康保険法（大正11年法律第70

	年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29

		年５月８日付け社発第３８２号厚生省社会局長通知）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の取扱いに準じた事務に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
２ 市長	母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

	未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 市長	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

		則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3を削る。

第2条 富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2の5の項中「若しくは子育てのための施設等利用給付」を「、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和8年1月5日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。